

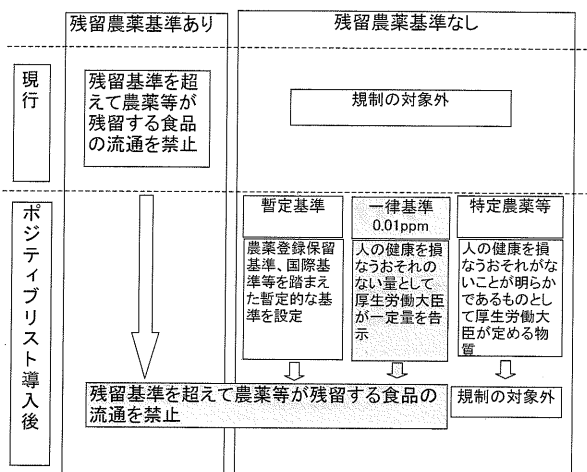
農薬の飛散影響防止対策について

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 安藤由紀子

はじめに

日本国内での農薬の製造、販売、使用等については農薬取締法で規制されており、農薬登録時には、農薬、作物毎に農薬の残留基準値が定められ、これを超えることがないように登録作物ごとに使用量や使用時期等が決められている。また、農作物の病虫害や雑草の防除等のために農薬を使用する場合は、登録された農薬を使用し、農薬の容器のラベルに書かれている農作物毎の使用量又は使用濃度、使用時期、総使用回数等を遵守して使用しなければならない。従って、ラベルに書かれている内容を守って使用すれば、対象とする農作物に残留基準値を超える農薬が残留するおそれはない。

さて、平成18年5月29日から、食品衛生法に基づき、残留基準値が設定されていない農薬等が一定量を超えて含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」が、導入されることとなり、「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（平成17年11月29日厚生労働省告示第497号）として0.01ppmという極めて厳しい値（いわゆる一律基準）が設定された。このことにより、残留基準値あるいは暫定基準値が定められていない農作物であっても一律基準（0.01ppm）を超える残留農薬が検出された場合には流通が禁止されることになる。（図－1）



図－1 食品中に残留する農薬の規制状況

ポジティブリスト制度の導入に伴い、予定外の農薬が農作物に付着・残留してしまうことがないように、農薬を使用する時の農薬の飛散や器具の洗浄等に注意を払うことが一層必要となる。

従来より、植物に作用する除草剤や植物調整剤は、周辺農作物にごく微量でも薬害を生じるおそれがあることから、散布器具を専用としたり、散布器具やホースの洗浄の徹底や周辺農作物への飛散・流出等について注意して使用されてきたところである。しかし、今後は薬害のおそれがない場合であっ

ても同様の注意が必要となる。

特に、農薬の飛散の問題は、農薬を散布する
は場ではなく、その周辺の農作物へ影響を与
えるものであり、個々の農家の対応だけでは解決
できないこともあり、関係者の連携した取組み
が重要となる。

1 農薬の飛散防止対策の実施状況について

農薬の飛散による危害の防止については、こ
れまでも「農薬を使用する者が遵守すべき基準
を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令
第5号）」の周知徹底や農薬危害防止運動の実
施等を通して、農薬の適正使用や農薬の飛散防
止措置の実施を図るように、指導の徹底に努め
てきた。

しかしながら、一律基準として0.01ppmが設

定されることに伴い、更なる対策が必要となっ
たことから、農林水産省では農薬の飛散防止対
策協議会を開催し、全都道府県及び（社）日本
植物防疫協会、（財）日本植物調節剤研究協会、
（社）農林水産航空協会、（社）日本農業機械工業
会、（独）生物系特定産業技術研究支援センター、
全国農業協同組合連合会等の関係団体と対策を
協議するとともに、平成17年12月20日付けで消
費・安全局長、生産局長、経営局長名で「農薬
の飛散による周辺作物への影響防止対策につい
て」（17消安第8282号）を地方農政局を通じて
都道府県及び関係団体に通知した。また、農家
向けに農薬の飛散影響防止対策のための手引
「農薬散布するときにはこれまで以上に気をつ
けましょう！」を作成した。（図-2）さらに、

（社）日本植物防疫協会からは農薬の飛
散影響防止対策の技術的解説書として
「地上防除ドリフト対策マニュアル」
が発行された。これらはいずれも農林
水産省のホームページの農薬コーナー
（<http://maff.go.jp/nouyaku/>）から
見ることができる。

また、各都道府県では独自の取り組
みが進められ、関係団体においても会
議の開催や独自の資料の作成が行われ、
啓発活動が進められている。

さらに、農林水産省では消費・安全
局長を座長、生産局審議官を副座長と
し、経営局審議官、関係団体の理事等
をメンバーとする「農薬適正使用指導
強化協議会」を3月14日付けで立ち上
げ、生産現場での農薬適正使用にかか
る指導の特別強化を図るため指導体制
の強化及び産地・地域における相談に
迅速に回答するネットワークの構築を



残留農薬のポジティブリスト制度

- 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。
- この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることになります。
- この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

つまり、これまで以上に気をつけなくてはならないのは……**飛散**

手引き図-2 その1

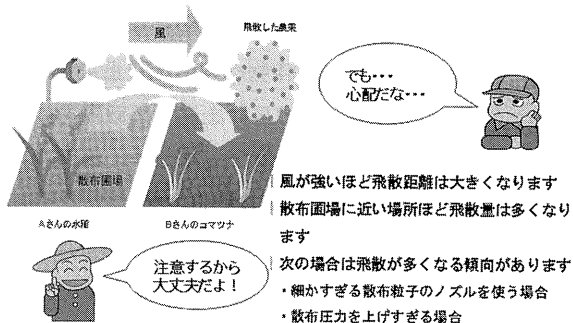
どんなときに注意が必要？

使用しようとする農薬がまわりの食用作物に登録のない場合

Aさんの水稲とBさんのコマツナのように、ある作物に使う農薬が、その作物のまわりで栽培されている他の食用作物に登録（適用）がない場合は注意が必要です

次の場合には特に注意が必要です！

- ◎圃場どうしの距離が近いとき
- ◎隣の食用作物の収穫が近づいてきたとき
- ◎飛散が起こりやすい散布方法のとき



◆ 散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です

推進していくこととなり、3月27日付けで消費・安全局長、生産局長、経営局長名で「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（17消安第13309号）を地方農政局を通じて都道府県及び関係団体に通知した。

II 農薬の散布による周辺農作物への影響防止対策

(1) 体制の整備

農薬の飛散防止対策は、これまでも周辺作物に対する薬害回避や水質汚濁防止などの観点から取り組まれてきた。しかし、今回のポジティブリスト制度の導入より農薬の飛散について一層の注意が必要となった。すなわち、その理由を農業者が正しく理解し、適切な対策を実施する必要がある。

また、農薬の飛散の影響は、農薬散

手引き図-2 その2

対策は？

散布時に守りたいこと

- ◎散布量が多くなりすぎないよう気をつけましょう
⇒ 散布は必要最小限の量と区域で行うようにしましょう
- ◎風の弱い時に風向に気をつけて散布しましょう
⇒ 風下に別の作物がある時はとくに注意が必要です
- ◎散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう
⇒ できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう
⇒ 圃場の端部での散布は外側から内側に向けて行うようにしましょう
- ◎細かい散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう
⇒ 粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなります
- ◎タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗っておきましょう

こんな対策も有効

- ◎まわりの作物にも登録のある農薬を使用する
- ◎飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する
- ◎境界区域では農薬を散布しない
- ◎まわりの作物をネットやシートなどで遮蔽したり一時的に覆う

◆ 飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう
また、農薬を散布したら必ず記載するようにしましょう

どこに相談したらいい？

アドバイスしてくれる地域の指導機関

- ◎都道府県の病害虫防除所
- ◎都道府県の普及指導センター
- ◎JAなど地域の農業者団体の営農指導員

◆ もし飛散が起こってしまったら、すぐにまわりの栽培者に知らせるとともに指導機関に相談しましょう



<本資料についての問い合わせ先>

農林水産省消費・安全局植物防除課（防除担当）
〒100-8950 東京都千代田区 錦町1丁目2番1号
TEL（代表）03-3502-8111
（内線）3242、3243
FAX（03）3502-3386

図2 農薬の飛散影響防止対策のための手引き

手引き図-2 その3

布を行うほ場以外で生じるものであり、他の農業者に影響を与えたり、逆に他の農業者から影響を受けるなど、個々の農業者だけでは対応できない場合がある。

今回のポジティブリスト制度の導入による残留農薬の規制内容の変更点と農薬使用上の注意すべき点を個々の農業者が理解し、地域の農業者が協力して飛散防止に取り組むため、啓発・指導体制を整備することが必要である。

そのため、都道府県の防除指導関係の行政部局だけでなく、生産振興関係や普及関係の行政部局、農業者団体等が連携して、農薬の飛散影響防止対策の指導・啓発のための指導体制を整備し、都道府県の対策方針に沿って農薬飛散影響防止対策に取り組むことが重要である。

また、効果的に対策が講じられるよう地域の実情に応じて、地域単位の指導体制（地域組織）を整備することが必要である。そのためには、都道府県の指導体制のもとに、病虫害防除所、普及指導センター、市町村、農業協同組合等の生産者団体、病虫害防除組織、農薬販売業者、防除業者等の関係者が連携することが重要である。

さらに、産地・地域段階で行政とJAの農薬・防除担当と各作物の生産指導担当が一体となつて、現地巡回指導チームを編成し、指導を強化していく必要がある。

（２）地域組織が行う農薬の飛散影響防止対策

農薬は散布後分解等により、日数が経過するに従ってその残留濃度は減少することから、農薬散布をするほ場に隣接して栽培されている農作物が、明日収穫予定の野菜である場合と、移植直後の水稻である場合とでは、飛散した農薬の収穫物への残留量は全く異なる。また、地域全体が単一作物の生産を行っている場合には除

草剤や植物調整剤の使用時期は、ほぼ同時期となり農薬の飛散による残留基準値超過のリスクは低い。しかし、異なる農作物が栽培されており、例えば一方の農作物の播種時で他方の収穫時期が近い場合には、播種時の土壌処理除草剤の使用には農薬が飛散しないように十分に注意する必要がある。

このように状況は様々であることから、地域組織は地域全体を把握して、地域として対策を講じるとともに、個々の農業者の啓発・指導を行うことが必要である。地域組織が取組む事項として次のことが上げられる。

１）ポジティブリスト制度の導入に伴う農薬使用上の問題点の抽出とその対応策について検討

その検討結果を踏まえて地域の農業者に対し啓発

２）農薬の飛散影響防止のための農業者相互の連絡体制の整備

３）農業者の指導

４）農薬の飛散による影響が特に大きいと予想される場合の農薬散布を行う農業者や周辺農作物の栽培者に対し次のような対策の徹底指導

①使用農薬の種類を変更

②飛散が少ない形状の農薬の選択

③農薬の散布方法の変更

④散布器具の変更

⑤散布日の変更

⑥周辺農作物の収穫日の変更

⑦周辺農作物の被覆等

５）農薬の飛散により食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超える農薬の残留があった場合、再発防止のための地域の作物品目、使用農薬、防除方法等の見直し

なお、このような取組は、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進、農作業ごとに管理ポイントを整理し適切に実施していくGAP（Good Agricultural Practice）や農薬の適正な使用を主な目的とする全農の生産履歴記帳運動と併せて実施していくことが効果的である。

特に地域において栽培されている農作物等に応じたきめ細かな農薬の適正使用の指導を行うため、現地巡回指導チームを編成し、次のことを集中的に実施することが必要である。

※⑩ 隣接する農作物間で共通して使用可能な農薬の使用推進など具体的できめ細やかな農薬使用の指導

※A 相談窓口の設置

※B 農業者間の農薬使用の調整及び斡旋

（3）個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

1）総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実施

農薬の飛散防止対策は、まず、農薬による防除の必要性を再点検し、病害虫や雑草の発生や被害の有無を考えずに定期的に農薬を散布することは止めることが重要である。そのために、以下の3点の取組からなる総合的病害虫・雑草管理（IPM）に努める必要がある。

①輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整える。

②病害虫発生予察情報の積極的な活用等による病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及び防除適期を適切に判断する。

③防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するために、多様な防除手段の中から適切な手段を選択し、病害虫・雑草管理に

努める。

2）多様な防除手段の中から適切な手段として農薬使用を行うことになった場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する必要がある。

①周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。

②当該病害虫・雑草の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。

③農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

3）特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

以上のような対策をとっても飛散が避けられないような場合には、農薬使用者は散布日の変更等の可能性についても検討し、それでも飛散が避けられず、周辺の収穫物への影響が避けられないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請することなどが考えられる。

また、農薬を使用した場合には以下の項目について記録し、一定期間保管しておくことも必要である。

①農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等

②使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

さらに、農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、飛散により生じるリスク等について地域組織と対策を協議し、残留農薬基準値を超える農作物が流通することがないようにしていくことが必要である。

おわりに

農業生産の現場で混乱なくポジティブリスト

制度の導入を迎えるため、個々の農業者が病害虫・雑草防除の際に農薬の飛散防止に努めるだけでなく、地域の指導體制を整備し、防除体系や地域の生産体系についても点検していくことが必要である。そのため、防除指導、生産振興、普及の関係行政部局、病害虫防除所、普及指導センター、市町村、生産者団体、防除組織、農薬販売業者、防除業者等が連携し、地域の実情に応じた取り組みをお願いする。

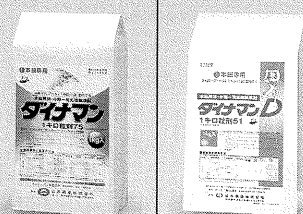


問題雑草を 一掃!!

**省力タイプの
高性能一発処理
除草剤シリーズ**

水稲用初・中期一発処理除草剤
ダイナマン

1キロ粒剤75 **D**1キロ粒剤51



フロアブル **D**フロアブル

ダイナマンフロアブル
ダイナマンDフロアブル



水稲用初・中期一発処理除草剤
ダイナマン
(ジャンボ)



水稲用初・中期一発処理除草剤
マサカリ
(ジャンボ)



日本農薬株式会社
東京都中央区日本橋1丁目2番5号
ホームページアドレス <http://www.nichino.co.jp/>

- 使用前にはラベルをよく読んでください。
- ラベルの記載以外には使用しないでください。
- 本剤は小児の手の届くところには置かないでください。
- 空容器は農場に放置せず、環境に影響のないように適切に処理してください。